

令和4年2月定例会

総務委員会説明資料
(その4)

経営戦略部

目 次

I 提出予定案件

1	その他の議案	-----	1
(1)	条例案	-----	1

I 提出予定案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

国家公務員の給与改定が行われることに鑑み、本県の一般職の職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

期末手当について、支給割合を100分の120（特定幹部職員にあっては、100分の100）とすることとし、また、再任用職員の期末手当について、支給割合を100分の67.5（特定幹部職員にあっては、100分の57.5）とすることとする。

(イ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

期末手当について、支給割合を100分の162.5とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、令和4年4月1日から施行することとする。

(イ) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとする。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されることに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

期末手当について、支給割合を100分の162.5とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、令和4年4月1日から施行することとする。

(イ) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めることとする。

③ 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

ア 改正の理由

職員の給与に関する条例の一部が改正され、期末手当が改定されることに鑑み、常勤職員の給与との均衡を考慮し、会計年度任用職員の期末手当について改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

期末手当について、支給割合を100分の125とすることとする。

ウ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとする。